

公益財団法人インペックス教育交流財団

2019年度奨学生募集要項

公益財団法人インペックス教育交流財団は、国際石油開発帝石株式会社（当時の会社名はインドネシア石油株式会社）の創立15周年を記念しての基金提供により昭和56（1981）年3月に設立されました。奨学金の支給による留学生の交換により、相互理解、友好及び親善の発展に寄与することを目的とした活動を行っております。

本財団では、国際教育交流事業の一環として、我が国に留学を志望するインドネシア人及びインドネシア共和国に留学を志望する日本人の学生又は研究者に対し、奨学金を支給することにしており、2019年度渡航の日本人奨学生を次の要領により募集いたします。

1. 応募資格（下記のすべてに該当すること）

- (1) 日本国国籍を有し、我が国の大学学部卒業生又はそれと同等の学力を有すると認められた者であって、応募時の年齢が35才未満の者
- (2) インドネシアの文化、芸術、社会科学又は自然科学等の研究を続けている者
- (3) インドネシア共和国の国立大学その他の研究機関において又はそこに所属して、明確なる課題をもって長期間勉強又は研究する目的を有する者で、それら各機関のいずれかに入学又は入所が許可され、若しくは許可される見込みのある者
- (4) 学業成績が優秀であり、健康である者
- (5) インドネシア共和国の民族と文化を理解し、同国と我が国間の友好親善に関心を持ち、これに貢献を期する者
- (6) 外国留学のための他の奨学金を受けていない者

2. 採用予定人員

2019年度の採用予定人員は2名以内とする。

3. 応募方法

- (1) 志願者は、本募集要項に添付の本財団所定の申込書に所要事項を記載し、下記に書留便にて郵送のこと。

〒107-6332 東京都港区赤坂5丁目3番1号 赤坂Bizタワー 34階
公益財団法人インベックス教育交流財団

- (2) 申込書には下記書類を添付のこと
- 1) 写真3枚(上半身脱帽、5cm×3.5cm)
1枚は申込書所定の位置に貼付し、2枚は貼付せず裏面に必ず記名のこと
 - 2) 学業成績証明書(卒業大学及び最終学歴のもの)
 - 3) 推せん状
所属又は出身校若しくは指導教官が、志願者の学業、人物、将来性等につき所見を記した本財団宛親展書
 - 4) 卒業、在学又は在職証明書
 - 5) 履歴書
 - 6) 卒業論文又は発表論文等の要約
 - 7) 健康診断書
 - 8) 留学先大学等の入学許可書又は調査・研究許可書写
第1次選考の合格者のみ。取得後に遅滞なく提出して頂くこととなります
 - 9) 過去に当財団の奨学金に応募実績のある場合は、申込書7頁の第25欄に「○○○○年度に応募した」のように記入すること
 - 10) 返信用封筒(表に返信先住所・氏名を明記すること
サイズ：約23cm×12cm)
- (3) 応募締切日は2018年10月31日とする。
なお、郵送の場合は当日付消印のあるものまで有効とし、その後は理由の如何にかかわらず受付けない。
- (4) 応募書類は原則として返却しない。

4. 選考

- (1) 選考は、応募有資格者の中から申込書等提出書類を審査の上実施する。
- (2) 選考要領は次の通りとする。
第1次選考 書類上の審査及び面接を行う
第2次選考 第1次選考の合格者のみ行う
- (3) 第1次選考結果は、2019年1月末日までに応募者全員に通知する。
最終採用者の決定は、2019年3月末日までに行う。

5. 奨学金の支給及び停止

- (1) 奨学生に採用された者に対し、本財団の奨学金給与規程に基づき、留学期間中相当の奨学金を支給する。
- (2) 2019年度における支給額は、学費及び生活費を含め月額10万円とし、原則として円貨にて支給する。
- (3) 奨学生に採用された者に対し、奨学金支給の1期間に1回に限り、渡航及び帰国時に航空券(東京・ジャカルタ間エコノミークラス)を支給する。ただし、旅券入手、インドネシア共和国入国のための査証取得費用、出入国税等渡航及び帰国に必要な他のすべての費用は奨学生の負担とする。
- (4) 奨学金の支給期間は2年以内とする。
- (5) 奨学金の支給は、日本出発の日より開始し、勉学又は研究終了日の半月後、インドネシア共和国より帰国する日又は支給期間満了日のいずれか早い日をもって終了する。
- (6) 奨学金の支給開始日あるいは終了日が月の途中である場合の支給額は、その期間が半月以上である場合は支給月額の全額を、半月に満たない場合はその半額を支給する。
- (7) 奨学生に採用された者が次のいずれかに該当する場合は、その者に対する奨学金の支給を停止する。
 - 1) 病気その他の事由により、勉学又は研究を継続する見込みがないと認められる場合
 - 2) 学業成績不良、又は素行不良の場合
 - 3) 勉学又は研究の指導担当者から、勉学又は研究の継続に不適格と認められた場合
 - 4) 本財団の名誉を傷つけたと認められる行動をした場合
 - 5) 本財団に虚偽の申告をしたり、本財団の定めに従わなかった場合

6. 奨学金受給受諾書

最終審査に合格した者は、採用通知と共に送付する本財団所定の奨学金受給受諾書を、採用通知に記載された期日までに本財団宛提出のこと。期限内に提出されない場合は、奨学金受給資格を失う。

7. 奨学金の受給開始

奨学生に採用された者は、本財団が認める特別の理由による外は、その年度内に奨学金の受給を開始せねばならない。

8. 支度金

本財団の奨学生として採用された者に対し支度金を支給する。2019年度の支給額は2万円とする。

9. 海外旅行総合保険

本財団の奨学生として採用された者が、インドネシア共和国への渡航から同国より帰国するまでの間は、本財団の負担で、海外旅行総合保険(但し、保険金受取人は本財団)を付保する。2019年度採用者の渡航時における付保金額は傷害死亡・後遺障害2千5百万円、治療・救済費用1千万円とする。

10. インドネシアにおける指導教官・研究協力者

インドネシア共和国における指導教官・研究協力者(以下「指導教官等」という)は、同国在住者を応募者本人が選定、依頼し、応募申込書に記入すること。指導教官等は、インドネシア人、日本人の別は問わないが、指導教官等のインドネシア共和国における滞在が、志願者の留学期間より長期間の人であること。

11. 留学国における宿舎

本財団では、インドネシア共和国において奨学生のための宿舎の用意がない。奨学生に採用された者は、各自の指導教官等や知人等を通じて、同国に到着する前にあらかじめ宿舎を確保すること。

12. 報告書の提出義務

本財団の奨学生として採用された者は、インドネシア共和国滞在中の研究の成果を次により本財団理事長宛に日本語の報告書として提出すること。

(1) インドネシア共和国滞在中

最低半年に一度は、調査・研究の状況及び成果並びにその後の調査・研究の計画・予定

(2) 帰国後

インドネシア共和国での調査・研究成果のまとめ
(博士課程又は修士課程在学者の場合は、大学へ提出する日本語の博士論文又は修士論文を以って代用することを認める。)

13. 2019年度奨学生採用日程

2018年10月31日……応募締切り

2019年1月……第1次選考結果通知

2019年3月……奨学生採用通知

公益財団法人インペックス教育交流財団

〒107-6332 東京都港区赤坂5丁目3番1号

赤坂Bizタワー 34階

電話(03)5572-0602 FAX.(03)5572-0603

<http://www.inpex-s.com/>